

第3回 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会

日 時 平成17年5月23日(月) 午後2時30分から

場 所 釧路全日空ホテル 3階 万葉

出席者(49名)

会 長	伊 東 良 孝				
副会長	中 島 守 一				
	高 野 武				
委 員	折 原 勝	近 藤 信 治			
	本 吉 俊 久	金 山 泰 明			
	宮 下 健 吉	小 瀬 泰 精			
	山 崎 征 勝	角 田 精			
	松 岡 尚 幸	坂 本 淳 生			
	筧 寄 昌 晴	梅 崎 明 生			
	山 田 忠 孝	東 利 勝			
	二 瓶 雄 吉	岸 田 喜 良 子			
	花 井 紀 明	河 合 京 子			
	草 島 守 之	川 村 利 明			
	高 橋 宏 政	遠 藤 憲 鋭			
	松 永 俊 雄	吉 田 正 勝			
	吉 田 守 人	七 里 信 三			
	栗 野 二 郎	荻 原 秀 一			
	佐 藤 英 雄	岡 田 浩			
	松 橋 主 幸	駒 込 政 彦			
	溝 口 精				
	田 井 博 行				
	岸 山 敏 安				
	小 山 昭 二				
	本 城 洋				
	細 野 勝				
	濱 屋 重 夫				
	矢 野 忠 治				
	木 村 芳 人				
	門 間 俊 二				
	平 間 育 子				
	鎌 田 敏 夫				
	小坂田 裕 二				
	近 藤 康 範				

欠席者(10名)

委員 近藤 登司雄
千葉 光雄
小笠原 和子
松岡 照幸
小林 正昭
田村 定治
曾我部 不二子
山下 恵子
菅 寄 通 晴
佐藤 紀 二

1 . 開 会

事 務 局： 本日は皆様お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。
ただ今から「第3回釧路市・阿寒町・音別町合併協議会」を開催させていただきます。

まず会議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。

事前にお配りしております「第3回会議資料」と書かれた資料、当日配布の資料、それと座席表でございます。お手元にお揃いでしょうか。

よろしければ、会議の方に入らせていただきます。会議の議長につきましては、規約第10条第2項の規定により、会長があたることとなっておりますので、以後の進行につきましては会長をお願いいたします。

2 . 報告事項

伊東 議長： 本日は、皆様大変お忙しい中、「第3回合併協議会」にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

3月3日に行いました合併協定書調印式には、本協議会委員の皆様にも多数のご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

予定どおり3月23日、道に合併の申請をさせていただいたところでございます。ご挨拶を申し上げておまして、やっとここまでたどり着いたという思いをいたしているところでございますが、新年度に入りましてからそれぞれの役所の事務方の皆さんには、いよいよ本格的な詰めを行っていただいております。10月11日に向けて万端遺漏無きよう、お願いしているところでございます。

また、それぞれの3市町の議会におきましては、この合併の必要性、あるいは合併協議の内容をご理解いただきまして、関係する議案の可決をいただきました。本協議会にもそれぞれ議会の代表の皆様方にご配慮いただいておりますので、この場を借りまして改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

この合併調印の協定書につきましては、6月に道議会で議決をいただくことになるわけございまして、その後は10月11日に向かってまっしぐらとなります。全国各地でたくさんの新しい自治体が生まれておりますが、先進市の事例などにも学ぶべきところがたくさんあると私共も思っておりますので、少ない時間、期間ではございますけれども、きちんとした形での合併を推進したいと思っておりますので、皆様方のご協力ご支援を改めてお願い申し上げます。

結びになりますが、最後までご審議をいただく中で、皆様のご意見をお聞かせいただきますよう、改めてお願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。

それでは、これから会議の方に入らせていただきます。

会議の開催に当たりましては、規約第10条第1項の規定により、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は正副会長を含め、委員59名中、定足数を超える49名のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることを宣言させていただきます。

なお、会議運営規程第12条第2項の規定による会議録の署名委員でございますが、本日は阿寒町の小瀬泰委員と音別町の田井博行委員のお二人を指名させていただきますのでよろしくお願ひします。

はじめに報告事項でございます。報告第1号の「釧路市・阿寒町・音別町の合併申請等について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 報告第1号の「釧路市・阿寒町・音別町の合併申請等」について説明させていただきます。2ページをご覧ください。

このページのうち、1番から3番までにつきましては、既にご報告申し上げた事項であり、4番は皆様にご出席をいただいた協議会の内容でございます。本日の会議は16年度を振り返る要素もありましたので、再度掲載いたしました。説明につきましては省略させていただきます。

表示の5番以降であります。2月25日の協議会でまとめられた協定項目の整理のとおり協定書を作成し、3月3日に合併協議会委員の皆様の立会いのもと、3首長が調印をいたしました。なお、立会人の署名といたしまして釧路支庁長でありました高橋英明様をお願いしたところでございます。

その後、釧路市議会、阿寒町議会、音別町議会におきまして、合併関連議案を提出し、それぞれの議会において3月15日に可決をいただきました。この合併関連議決を受けまして、3月16日に3市町の関係協議を整えたところでございます。

そして3月23日に伊東市長・中島町長・高野町長の皆様が揃いまして、釧路支庁にて廃置分合申請書を提出したところでございます。

以上の経過を報告させていただきますと共に、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会としての事業報告とさせていただきます。説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

伊東 議長： 報告第1号の「釧路市・阿寒町・音別町の合併申請等」につきまして、ご質問などがございましたらお受けしたいと思います。如何でしょうか。

なお、大変恐れ入りますが会議録作成の関係がありますので、発言される際には市町名とお名前をお願いいたします。

(「ありません」の声。)

伊東 議長： それでは報告第1号につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。続きまして、規程の一部改正の報告が報告第2号そして報告第3号として用意されています。一括して報告を受けたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局： 3ページをご覧ください。報告第2号の「釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事務局規程の変更に関する協議」について説明させていただきます。

事務局規程は、協議会規約において、関係市町の長の協議を経て定めることとなっていますことから、他の規程の一部改正と分けて報告する用意をいたしました。

その内容でございますが、新市建設計画を含め、合併協定項目をまとめる作業が中心であったこれまでの事務局体制から合併日を迎えるにあたっての諸準備を機動的に行う事務局体制に変更するため、総務・計画班、及び調整班とありました班体制をなくしたことであり、また、北海道から派遣されていた職員が北海道に戻らなくてはならない事情を受け、次長職をなくしたことであります。この2つの要素を整理すべく、事務局規程を3ページのように3市町及び北海道の人事異動の時期に合わせて改正いたしました。なお、この後の報告事項の説明や協議事項の質疑応答でお答えすることもございますので、この場を借りて職名が変わった事務局長補佐の3人を紹介させていただきます。

奥宮です。川畑です。高玉です。

続きまして、5ページをご覧ください。「釧路市・阿寒町・音別町合併協議会財務規程の一部改正」についてご説明申し上げます。

協議会予算の補正予算につきましては、会議に諮りその承認を得なければならないと定めておりました。その前提の中、平成16年度予算の執行に努めたところでございますが、16年度に予定していた2回の協議会を終えた3月に入りまして、当初交付が難しいとされていた北海道の地域政策総合事業の補助金が受けられるというお話をいただき、さらに住民向けの協議会情報誌であります広報版を早く発行して欲しいという要望が寄せられたことから、これに対応したいと考えたところでございます。

釧路市におきましては議会会期中ということもございましたので、市町の例に倣って補正予算の専決処分ができるように、3月4日に規程を整えさせていただきます。

6ページをご覧ください。「釧路市・阿寒町・音別町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正」についてでございます。会長の出身自治体を各種規程の基本としていますことから、釧路市が委員報酬の額を5,700円から5,000円に改定しましたことを受けて、本協議会委員にも適用すべく、この規程を改正したところでございます。

5号委員の皆さんにおかれましては、この規程の改正により本日お受け

取りの報酬額となっておりますので、会議のご案内において申し添えさせていただきますが、ご理解いただきたくよろしくお願いたします。

伊東 議長： 事務局から説明がありました報告第2号、報告第3号の規程の一部改正について一括してご質問をお受けしたいと思います。如何でしょうか。

(「ありません」の声。)

伊東 議長： それでは報告第2号、報告第3号につきましてはご承認いただいたということにさせていただきます。続きまして、報告第4号「専決処分報告 平成16年度補正予算」について報告を受けたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局： 7ページをご覧下さい。報告第4号の「専決処分報告 平成16年度補正予算」について説明させていただきます。

規程の一部改正の説明時に触れさせていただきましたが、第2回の協議会が終了した3月4日に北海道から北海道地域政策総合事業としての採択に内示をいただきました。またその折りのご相談では、広報活動など事業費を大きくしても対応をとっていただけるというものでございました。

一方、4市町での協議時に準備していましたが合併協議の内容を住民に知らせる広報版と同様のものを作成することについて、新協議会の設置時には時間的な制約の関係で年度内発行は難しいと判断したところでございましたが、4市町協議時の内容をかなりの部分で活かすことができる状況となりましたことなどから、早急に取り組むことといたし、そのために補正予算を編成する必要が生じてまいりました。

具体的な内容といたしましては、まず歳出の項目からご説明したいと存じますが、協議会だよりの印刷経費としまして2,692千円、協議会だよりの配布を2町では町内会や行政協力委員の皆様のご協力をいただいておりますが、釧路市においては新聞折り込みの方法をとらせていただいておりますので、この手数料として1,005千円、さらに事務局の先進地視察として203千円を組ませていただきました。先進地視察は、財政を担当される皆さんと一緒に、現在の市町の会計を閉める際の手法や新市の暫定予算の編成方法などを確認するというものでございます。また、これらは北海道の補助金の対象経費でございますので、これらの新しい事業費を含め補助対象経費を積算し、3,900千円を補助いただける金額と算出し、歳入・歳出それぞれ3,900千円の補正額といたしました。この結果予算総額は9,000千円になりました。なお、ご覧いただいている資料のとおり、新たな市町の負担にならないように配慮したところでございます。説明につきましては以上でございます。

伊東 議長： 報告第4号の「専決処分報告 平成16年度補正予算」について、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますのですが、如何でしょうか。

(「ありません」の声。)

伊東 議長： それでは報告第4号につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。続きまして、報告第5号の「平成16年度決算報告」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 8ページの歳入・歳出決算書をご覧ください。このページで、まず決算の概要についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、各市町の負担金、北海道からの補助金は予算額どおり決算しておりますが、諸収入につきましては予算の設定に及ばない額となり、歳入全体では予算額に対して999円不足の8,999,001円の決算となりました。歳出の合計につきましては、決算額7,963,204円でございます。それでは詳細をご説明申し上げます。

9ページ歳入でございますが、負担金につきましては予算額509万9千円に対しまして、決算額は同額の509万9千円でございます。

補助金でございますが、予算額390万円に対しまして、決算額は同額の390万円でございます。

諸収入でございますが、予算額1千円に対しまして、決算額1円でございます。合計といたしまして、予算額900万円に対しまして決算額899万9,001円でございます。

次に歳出でございます。10ページをご覧ください。まず、流用額について説明をさせていただきます。「1目 会議費」「14節 使用料及び賃借料」から5万円、「2目 広報広聴費」「11節 需用費」から45万円、あわせて50万円をコピー等の印刷代や消耗品費に不足をもたらした「1目 会議費」「11節 需用費」に流用させていただきました。

次に、歳出の内容の説明をさせていただきます。

「1款 事業費」「1目 会議費」でございますが「1節 報酬」につきましては、予算額37万7千円に対しまして、29万6,400円の決算となり、不用額は8万600円でございます。「9節 旅費」でございますが、予算額32万円に対しまして、20万4,832円の決算額となり、不用額は11万5,168円でございます。「11節 需用費」でございますが、流用を踏まえた最終的な予算額は88万円であり、これに対しまして86万1,749円の決算となりました。不用額は1万8,251円でございます。「14節 使用料及び賃借料」でございますが、予算額から流用額を差し引いた額45万円に対しまして、42万4,472円の決算額となり、不用額は2万5,528円でございます。「2目 広報広聴費」「11節 需用費」でございますが、先の説明で広報版発行のため補正予算を組ませていただいた項目でございます。この項目が

らの支出は、協議会だよりの印刷代、広報版「新市のすがた」の印刷代でございますが、不用額は5,532円となったところでございます。「12節 役務費」でございますが、予算額148万1千円に対しまして、122万6,020円の決算額となり、不用額は25万4,980円でございます。「13節 委託料」でございますが、予算額56万円に対しまして、40万2,150円の決算額となり、不用額は15万7,850円でございます。

11ページをご覧ください。「2款 総務費」でございます。「1目 事務局費」「9節 旅費」でございますが、予算額33万3,000円に対しまして、24万8,810円の決算額となり、不用額は8万4,190円でございます。主な執行は、廃置分合事前協議のため2度北海道庁へ出向いた旅費、および合併先進都市へ財政に関します調査にいかせていただきましたものでございます。「11節 需用費」でございますが、予算額30万円に対しまして、21万4,636円の決算額となり、不用額は8万5,364円でございます。「12節 役務費」でございますが、予算額12万円に対しまして、決算額1万3,367円、不用額は10万6,633円でございます。「18節 備品購入費」でございますが、予算額5万円に対しまして、決算額は4万1,300円、不用額は8,700円でございます。執行の内容は、3市町合併協議会の職印を作成いたしました経費でございます。

歳入・歳出の差し引き残額でございますが、歳入決算額の899万9,001円に対しまして、歳出決算額796万3,204円を差し引いた残額は103万5,797円となり、平成17年度予算に繰越したところでございます。説明につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

伊東 議長： 決算案の質疑の前に、藤村力監査委員から監査の報告をお願いします。

藤村監査委員： ただ今、指名されました阿寒町の藤村でございます。

去る5月10日、午後1時から合併協議会事務局におきまして、本日同席をしております「音別町の坪田優監査委員」とともに、平成16年度の会計監査を行いました。

関係資料、帳票及び通帳等を突き合わせの上、監査を行いました結果、収入・支出ともに適正であると認められました。監査報告につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

伊東 議長： 監査報告を含め16年度決算についてご質問お受けします。

(「ありません」の声。)

伊東 議長： それでは報告第5号、報告第6号につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。続きまして、報告第7号の「広報活動」

について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 報告第7号の「広報活動」について説明させていただきます。

まず項目1の「協議会だよりの発行」についてでございますが、3市町の合併協議に対する住民の理解を深めていただくため、「協議会だより第2号」を3月28日付けで発行したところでございます。

その内容でございますが、「合併協定書の調印式」の報告を掲載させていただきました他、第1回協議会及び第2回協議会の結果や合併協定調印に至る経過等を盛り込みました。

次に項目2の広報版「新市のすがた」についてでございますが、3市町合併協議会で検討いたしました「新市建設計画(素案)」や「住民サービス等に関わる協定書」の主な内容について、住民の皆さんにしっかりとお示しする資料として、作成したところでございます。その内容は、新市の施策を含む新市建設計画に関する記事で8ページ、財政計画で2ページ、合併協定項目で18ページ、まちデータで2ページにまとめ、表紙・裏表紙を含めまして32ページとなっております。説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いします。

伊東 議長： 報告第7号の「広報活動」について、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、如何でしょうか。

(「ありません」の声。)

伊東 議長： それでは報告第7号につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

3 . 協議事項

伊東 議長： それでは続きまして、協議事項に移ります。

議案第1号の「釧路市・阿寒町・音別町合併協議会幹事会設置規程」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料の14ページ、議案第1号の「釧路市・阿寒町・音別町合併協議会幹事会設置規程の一部改正」につきまして説明させていただきます。

この規程は、協議会規約で協議会に諮って決定されることとなる規程でございます。

内容といたしましては、音別町において、平成17年4月1日に「合併対策室」を廃止する機構改革を行い、この結果、合併の総合的な所管が振興課に変更となりましたことから、幹事の職を「合併対策室長」から「振

興課長」に変更するものであります。説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

伊東 議長： ただ今事務局から、議案第1号について説明がありました。ご質問・ご意見はありませんでしょうか。

(「ありません」の声。)

伊東 議長： それでは、議案第1号の「釧路市・阿寒町・音別町合併協議会幹事会設置規程の一部改正(案)」につきましては、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声。)

伊東 議長： ありがとうございます。それでは議案第1号につきましては、事務局案どおり決定させていただきます。それでは続きまして、議案第2号の「市章の制定」についてでございますが、本件は新市建設構想小委員会で協議の上、提案されていますので、新市建設構想小委員会 宮下委員長から説明をお願いします。

宮下委員長： 新市建設構想小委員会の委員長の宮下でございます。

私から「市章の制定」についてご説明させていただきますが、その前に小委員会の会議報告に若干触れさせていただきます。

第1回新市建設構想小委員会は5月11日に開催され、まずは、委員長及び副委員長を委員の互選により、委員長には私、釧路市の宮下を、副委員長には阿寒町の山崎委員を選出し、引き続き「市章の選定」について協議いたしました。

それでは、議案第2号「市章の制定」につきまして、協議経過を含め説明させていただきます。資料の16ページをお開き下さい。

「市章の制定」につきましては、合併協定書では「合併時まで市章を定める」となっておりますが、事務局より市章の選定方法として、「(案1)現在の釧路市の市章を新市の市章とする」、「(案2)新たに制定する」という2つの案が提案されました。

協議の結果、釧路市、阿寒町、音別町の3市町の委員とも、「新市の名称が「釧路市」に決定していることから、市章もあわせて現在の釧路市の市章を用いる」、「現在の釧路市の市章の由来をそのまま引き継ぎましても、広くご支持をいただくに相応しい内容である」、「合併の気運を盛り上げる方策といった観点から、新市の名称を決めたときと同様に、住民の意見を募ったとしても、新市の名称に比べては市章の浸透度は浅い」などの理由により、案2を採用せず、案1の「新市の市章は、現在の釧路市の市章と

する」ことを承認し、本日の協議会にご提案することといたしたものでございます。なお、市章の認知度や普及度は低いと思われるので、市章のPRや普及にも力を入れていただきたい旨、ご要望があったこともご報告いたします。説明につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

伊東 議長： ただ今新市建設構想小委員会委員長から、議案第2号について説明がありました。ご質問、ご意見はありますでしょうか。

(「ありません」の声。)

伊東 議長： それでは、議案第2号につきましては、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声。)

伊東 議長： ありがとうございます。それでは、議案第2号につきましては、新市建設構想小委員会の提案のとおり決定させていただきます。

4 . その他

伊東 議長： 次に「その他」でございますが、事務局から発言が求められていますので、事務局から発言ください。

事務局： それでは、少しお時間をいただき、合併準備の状況につきまして、中間報告としてご説明させていただきます。

資料につきましては、当日配布とさせていただきます。5月19日開催の幹事会などを踏まえた内容となっております。なお、これからご説明申し上げますことは、市役所及び町役場内の合併準備体制、新市として決めるべき事項の準備、更には公共的団体の自主的な協議状況など、合併協議会の協議事項に関わる中間報告というものではございません。合併協議の周辺情報としてご承知いただければ幸いです。それでは資料に基づきましてご説明いたします。

まず、「釧路市・阿寒町・音別町合併準備会の設置」でございます。

合併協議会で調整方針をまとめたいただいた後の作業として、具体的に規定を直し、事務事業を全市で統一的に実施するための準備が、合併の前日まで続きます。そこで多くの準備を円滑かつ適正に行うにあたり、合併関係の議決をいただいた翌日、3月16日に3市町で「合併準備会」を設置いたしました。基本的には合併協議会が用意した組織と変わりませんが、専門部会につながる分科会を充実し、検討の内容を業務の手順書作りなどという作業まで広げました。あわせて規定や事務整理を横断的に行うため

に、例規、電算、組織・人事、財政、そして合併事項総合検討の5つのプロジェクトチームを設置いたしました。私ども合併協議会事務局はこの準備会の事務局も兼ねることとしまして、合併協議の全般についてその総務を果たしていくこととしております。

次に「一部事務組合等への通知」についてご説明いたします。

慣れない言葉ではありますが、一部事務組合は市町村の事務の一部を共同で処理するもので、自治体の一つと位置付けられる団体です。3市町が構成団体となっている一部事務組合等としては「釧路広域市町村圏事務組合」「釧路西部消防組合」「北海道市町村退職手当組合」など8つの一部組合とごみ処理施設の設置、管理及び運営を担う釧路広域連合がございます。一般的に、一部事務組合や広域連合は、構成団体の数をはじめ業務の範囲などを規約で定めており、その変更には構成する市町村議会の議決、都道府県知事の許可を必要といたします。そのため、合併を予定する市町村にありましては、合併申請書を提出した直後に、合併申請書を提出した旨の通知を一部事務組合などに対して行うことが求められております。釧路市、阿寒町、音別町におきましては3月24日、3月25日にこの通知をいたしましたところでございます。この通知を受け、各組合は、規約の変更などについて構成団体と協議を始められています。なお、合併特例により手続きの一部簡素化が認められているため、一律な取扱いとはなりません。各組合の規約変更の取り組み方針を受けて、規約変更協議の議案を、現在の市議会・町議会に提出することになります。なお、「北海道市町村職員退職手当組合」「北海道市町村総合事務組合」「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」という北海道地域の市町村を対象とした組合からは脱退する方針をもって、該当組合と協議いたします。特に過去の協議会時における住民説明会でご質問をいただきました退職手当組合につきましては、加入することにより退職者の数に関わらず、年度間の退職手当関連経費の均衡を図ることができるメリットはございますが、釧路市が加入する場合の約33億円の負担金と、阿寒町・音別町が脱退する場合の約7億円の負担金を含め検討した結果、その負担金の差を覆すメリットではないと判断し先の結論といたしましたことをご報告申し上げます。

次に今後のスケジュールを共有するために別紙のとおり「合併協議スケジュール」を作成いたしましたので、これについてご説明いたします。

まず行政手続きとしている部分でございますが、北海道議会においては、6月から開催される定例会に当地域の合併議案が提出され、議決は7月になる予定と伺っており、北海道の議決から概ね1ヶ月後に総務大臣の告示となるのではないかと予想しております。

次に協議会の開催でございますが、第4回の協議会を9月に開催し、合併時まで調整するとしていた事項について報告申し上げたいと予定しております。

また小委員会につきましては、ガイドブックの作成についてご協議いただくために広報広聴の小委員会開催を予定してございますが、これまでの調整方針を踏まえ、事務事業の一元化作業が順調に進んでいますことから、他の小委員会の開催についてはこれを予定せず、9月の全体協議会に臨ませていただきたいと考えております。

次に各種調整会議でございます。首長会議は定期的な会議を月に1度は開催しておりますが、定期的な会議の他、協議会立ち上げや調印式などという機会に打ち合わせを持ってきましたので、これまでと同様に定期的にそして必要に応じて臨機応変に会議の機会を用意してまいります。

幹事会につきましては、3つの枠組みになってから既に9回開催しております。3月には議会開催の関係から1度の開催ではありましたが、1月に2回から3回の開催となっており、今後もこうした開催頻度で開催したいと考えております。

専門部会、分科会は開催の頻度をまとめていませんが、それぞれの専門部会、分科会で必要に応じ開催していただいております。これからも合併の前日まで随時開催していただきます。

次に合併移行事務と表示している部分でございます。

閉庁式は、それぞれの自治体において取り組んでいただくこととしております。

開庁式は合併の当日、本庁及び行政センターで始業時前に行いたいと考えております。

開庁式典でございますが、編入合併を行った事例では合併当日に開催する事例が多いようでございますが、新設合併にありましては、新市の市長選挙を終え、新しい市長のもとでこの式典を開催するのが一般的であり、多くが合併日から3ヶ月あるいは4ヶ月後に開催しています。

そうした事例より新市になってからの準備期間は短いものとなりますが、年末・年始に重なる時期を避け、できる限り早く合併の喜びを分かち合えるように、12月4日を予定して準備を行ってまいりたく考えております。

合併記念事業にありましては、新市の一体感が醸成されるように、お互いの住民の交流事業などを計画していきたいと考えており、また各種団体の主催行事につきましては「合併記念」という表示を行事名につけていただくようお願いしております。この「合併記念」という表示を行事名につけていただく事業を「冠事業」と呼んでいきますが、合併後に行う行事にありましても、ご協力を呼びかけていきたいと考えております。

続きまして広報に関することでございます。

協議会としましては協議会だよりをこの後3回発行したいと考えており、また新市の行政サービスの基本や合併に伴う必要な手続きなどをまとめたガイドブックを作成していきたいと考えております。3市町の広報担当にありましても、お互いの町を良く知ることができる広報を合同で企画する

こととしております。その他ポスター、懸垂幕などを用意して合併を周知していきたいと考えており、市町で取り組むこと、協議会が取り組むことが相乗的に効果を生むよう努めていきます。

事務事業の一元化でございますが、検討の主体は専門部会となっております。事務局業務は各専門部会が検討を進めるにあたり調整が難しい案件を幹事会や首長会議につなぐ支援などが中心でございます。またプロジェクトチームは、先ほど準備会で5つのプロジェクトを設置したことをご説明申し上げましたが、そのプロジェクトチームをさしております。プロジェクトチームでは、それぞれヒアリングを行い、例規の整理、電算システムの統合、組織の組み立て、予算の協議、その他専門部会で協議できないことの協議などにあたっております。

次に議会とありますが、6月、9月に定例会があることを記載しております。また、合併後ですが、早い時期に臨時議会が開催されることになると聞いております。

行政委員会の関係でございますが、7月に農業委員の選挙が予定されています。合併時に、それぞれの委員会はどのようになるかということでございますが、暫定的に設置されますのは教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会でございます。これらは法律の作りとしてそのようになっております。農業委員会にあっては選挙による委員は在任特例の制度を適用いたします。また監査委員、公平委員は当面不在となります。

いずれの委員会も、新市長が決まりましてからの最初の議会において、委員が選任されます。

次に「3市町、新市の動き」でございます。

7月に音別町長選挙と町議会議員の補欠選挙が予定されております。

合併時のところに記載されております職務執行者とございますが、新市長が決まるまで市長の務めを行う職であり、首長協議において3人の首長の中から選ばれることとなります。しかし、助役、収入役などの特別職につきましても、新市長が選任の上、議会に承認を求めることとなるため、当面不在となります。

また、市長選挙につきましても、50日以内で行うこととなります。早期実施に向けた準備のため3市町合同の選挙管理委員会が合併前に開催されると聞いております。スケジュール表によります説明につきましては以上とさせていただきます。

次に元の資料にお戻りいただきまして、4番、「特別参与」の設置についてご説明いたします。

これまで2町の役場を（仮称）総合行政センターと呼んでまいりましたが、行政センターの方が親しみを持って呼ばれやすいと判断し、釧路市阿寒町行政センター、釧路市音別町行政センターとすることといたしましたので、今後は単に行政センターと呼んでまいりますので、ご了承ください。

行政センターの総括責任者につきましては、「部長職以上とする」と合併協定書に盛り込まれておりますが、首長会議から臨時の常勤特別職とする特別参与として設置すべく指示をいただきましたので、その条例案を検討しております。条例案のうち、行政センター長の職務内容につきましては、資料のとおり 所管区域における行政の総合調整に関すること 所管区域における進行計画等の調整に関すること 所管区域における地域協議会に関すること 地域住民、地域のコミュニティ等との連携及び調整に関することを予定しています。なお、臨時の特別職として当面４年間の設置となる条文を考えておりますが「条例の施行後４年を越えない期間内に、自治運営の一体性の確立及び地域における行政の円滑な推進を図る観点から、特別参与の職務及びその職の存続等について検討を行い、必要な措置を講ずる」旨の記述を用意し、特別職としてのセンター長の継続について住民の意向を踏まえた再検討を行うこととしております。

続きまして新市における「指定金融機関」でございます。

まず、一般会計でございますが北洋銀行を指定したく、準備作業を始めたいと考えております。なお、指定代理金融機関には釧路信用金庫、収納代理金融機関にはこれまで３市町で実績のあります２０機関を継続したいと考えております。また、一般会計の他で３市町の取扱いが異なっております水道事業会計や病院事業会計につきましては、水道関係の各会計で釧路信用金庫、病院会計で北陸銀行と釧路信用金庫を出納取扱金融機関したく準備を始めたいと考えております。これまで釧路市に限り設置していません会計につきましては、これまでと同様といたします。

続きまして、「補正予算」についてご説明いたします。

ただ今、６月に開催される各議会の定例会に提案すべく、補正予算を協議中であります。補正予算の内容は、合併準備に必要な住民広報、システム変更、新市業務執行体制の準備経費、新市市長選挙の準備経費などがあります。なお補正予算にありましては、２町から負担をいただく中で、釧路市において予算を措置するもの、それぞれの自治体において予算措置するものを総合して検討しております。先ほどのスケジュールにありました合併記念事業など一部につきましては、この補正予算の成立を以て、取り組んでまいります。

続きまして「新市における１７年度着手予定の事業」でございますが、合併日以降できる限り早期に着手したい事業、特に合併特例債の対象事業として相談していきたい事業として、地域イントラネット基盤施設整備事業などを検討しているところでありますが、予算措置の時期と事業着手の見極めなどが必要なことから、次回の協議会で改めてご報告申し上げます。

続きまして、「事務事業一元化作業」でございます。

協議会で承認された調整方針に基づきまして、その細部を検討しております。先ほどのスケジュールにもありましたとおり、事務局と専門部会の

作業として5月、6月、7月を集約の期限として節目を設け、作業に遅れが生じないように努めております。この一元化作業の第1次集約として5月19日の幹事会に提示されました項目は全体の約3割程度となっております。合併協議の中で「合併時まで調整する」とした事項につきましては、この作業の中で検討が進んでおりますので、次回の合併協議会に報告する予定としております。

続きまして、「議会・行政委員会の協議」でございます。

調整方針に基づく内容の整理にあたって、その多くは最終判断を首長会議に求めておりますが、首長が所管していない事項につきましてはそれぞれの議会・関係委員会の長等にご協議いただいております。特にご関心が高い項目として選挙区の定数があるかと存じますが、こうした項目を含め議会に関することにつきましては、正副議長会議でご協議いただいておりますのでご紹介申し上げます。

資料の最後に掲載させていただいております「公共的団体の動向」であります。社会福祉協議会におきましては釧路市・阿寒町・音別町社会福祉協議会合併協議会を設置し、合併に向けて準備を進めています。新市の誕生と合わせた新協議会誕生の予定となっております。その他にも、各種団体で合併に向けた検討が進んでいるとお聞きしておりますが、事務局に書類としてご報告いただいておりますのが社会福祉協議会だけありますので、恐縮ですが社会福祉協議会に限ってのご紹介とさせていただきます。

以上、合併準備の状況につきましてご説明を終わらせていただきます。

伊東 議長： ただ今事務局長から合併準備の状況について説明がありましたが、私から特別参与の件について補足いたします。

事務局長からは首長会議の指示で、特別参与の設置条例を検討しているとの説明がありましたが、センター長は部長職でも、特別職でもどちらでも良いというのではなく、3人の中ではそれぞれの町の事情に精通した人を特別職としてのセンター長に充てると確認の上、事務方に設置の方法をまとめるように指示したところでありますので、3人の思いをしっかりと新市に引き継いでいきます。

合併準備の状況については、内容的にも、また中間報告という点からも本協議会において協議すべき事項ではありませんので、内容として確認したい点に限りご質問をお受けしたいと思います。

委員皆様の方から中間報告に関する事として何かございますでしょうか。

梅崎 委員： 阿寒町の梅崎でございます。5月以降の合併協議スケジュール表についてお伺いいたします。各市町において合併記念事業に冠をつけるということですが、合併協議会からは具体的な行事指定はしないのでしょうか。それと同時に、冠をつける部分における予算的な措置はお考えになってい

るのでしょうか。その2点をお聞きしたいと思います。

事務局： 各種団体が主催する事業につきまして、合併記念の冠をつけていただきたいと3市町において要請を行うところでございます。冠をつけていただく事によって住民への啓発に努めていきたい、これを主眼においております。予算措置が必要という場合につきましては、3市町の中で行政的に考えていただきたい、このように考えております。

川村 委員： 音別町の川村でございます。冠の件でございますが、具体的な冠をつけた以上、何かをしたいというような要請や調整、新聞での広報等も事務局で対応していただけるという事でしょうか。

事務局： それぞれ役場の企画部門において合併事項の総合検討プロジェクトを作っており、頻りに3市町が集まって検討しておりますので、要請等はそれぞれ企画の方にお伝えいただくと、情報は3市町で共有できます。もちろん事務局にお伝えいただいても構いませんが、基本的にはそれぞれの役場が窓口になると考えております。広報活動につきましては、協議会だよりの中で3市町のイベントについて掲載し、住民がお互いの町のイベントに参加していただく、そういった配慮を含めた広報を用意したいと考えております。また、3市町の広報につきましても、お互いの町をよく知ろうという合同企画があると聞いております。予算の関係等につきましては、ケースバイケースでご相談させていただきたいと考えておりますので、基本的には役場の企画の方を窓口としながら一緒に考えていきたいと考えております。

伊東 議長： 具体的に申しますと、例えばスポーツ大会に冠をつけたいという話であれば、事務局を通じて教育委員会やスポーツ課が企画をお聞きして、市内のスポーツ団体あるいは学校などに呼びかけして参加していただく、あるいはイベントであれば観光課と一緒に企画するとか、事務局を介してそれぞれの担当課が冠をつけた合同の事業にあたるということでご理解いただきたいと思います。予算についてはそれぞれのセクションでやり繰りが出来る時もあるでしょうし、釧路市で音別町あるいは阿寒町のイベントに参加するために予算が必要だということであれば、協力できることはできるのではないかと考えています。

委員の方から他にご質問、ご意見はありますか。

(「ありません」の声。)

5 . 閉 会

伊東 議長： 本日もご用意させていただきました協議事項は終了いたしました。以上を
持ちまして本日の協議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

(閉会 午後3時25分)

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会 会長 釧路市長 伊 東 良 孝

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会署名委員 小 瀬 泰

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会署名委員 田 井 博 行